

こども誰でも通園制度 利用についての注意事項

○認定証の管理について

認定内容に変更が生じた場合や、入園・転居等で認定が消滅する際には、認定証を返却していただく必要があります。認定証は大切に保管をお願いいたします。

○はじめにやっていただきたいこと

認定後、こども誰でも通園制度のシステムから「アカウント発行のお知らせ」メールが送信されますので、メール内の URL よりパスワードリセット申請を必ず行ってください。

(初回ログインするためには、まず、パスワードリセットを実施する必要があります。)

その後ログインしていただき、各種登録や初回面談予約をお願いいたします。

※操作の詳細につきましては、長和町ホームページ内の「こども誰でも通園制度のご案内」をご覧ください。総合支援システムのサイトにアクセスし、画面右上の「ログイン」よりログイン手続き後、「メニュー」→「お客様サポート」→「マニュアル」より、利用者向けマニュアルをご参照ください。



長和町 HP・こども誰でも通園制度

○初回面談時の持ち物

- ①こども誰でも通園 面談票
- ②緊急連絡先記入カード
- ③こども誰でも通園 保育のしおり
- ④認定証
- ⑤マイナンバーカードや免許証など、本人確認ができるもの



こども誰でも通園制度
総合支援システム

※①②は記入したうえで初回面談時にお持ちください。

※「連絡カード」は、利用日当日に記入して提出していただきますので、利用までお手元に保管をお願いいたします。また、こちらのカードは利用の都度提出が必要になりますので、2回目以降の利用時は、こちらをコピーしてお使いいただくか、長和町ホームページ「こども誰でも通園制度のご案内」の中の「利用当日の連絡カード」よりダウンロード・印刷のうえお持ちください。

○初回面談予約・利用予約について

どちらの予約につきましても、面談希望日・利用希望日の40日前～10日前まで予約が可能です。利用予定に合わせ、システムより計画的に予約の手続きをお願いいたします。

○キャンセルについて

◇利用日前日までのキャンセル

利用日前日の 16 時までには、システムを通じて、または利用予定施設へ直接連絡してください。

(※利用日前日 16 時以降は、17 時までにお電話にて利用予定施設に直接連絡をお願いいたします。)

利用可能時間の減算や、利用料金のお支払いはありません。

土日、祝日をはさむ場合は利用直近の平日を前日とします。(例：月曜日の利用予定→前週金曜日までが前日)

◇利用日当日のキャンセル

- ・お子さんの体調不良等が理由の場合は、当日 7 時 30 分～8 時 15 分までにお電話にて利用予定施設に連絡をお願いいたします。

利用可能時間の減算、利用料金のお支払いはありません。

- ・無断キャンセルの場合は、利用可能時間の減算とともに、キャンセル料が発生することがあります。その際は、後日納付書にてお支払いください。

○利用開始・利用終了の登録について

利用当日は、スマホのカメラから園が提示する 2 次元コードを読み取っていただき、システムにログイン後 (アドレス・パスワードの入力操作が必要)、利用開始・終了登録を行っていただきます。

開始登録は早くても予約時間の 5 分前からの受付となり、また終了登録は予約時間の 5 分後までに完了できるよう、時間正確な利用をお願いいたします。

※遅れて登園した場合、お迎えの時間が早まった場合でも事前に予約した時間を消費し、利用料金を計算します。

※終了登録が 5 分以上遅れた場合は、利用時間を延長したとみなし、利用可能時間の消費と利用料金を追加でいただくようになりますのでご注意ください。

★利用当日、認定証を確認させていただきます。スマホからシステムログイン後にマイページより認定証を提示していただくか、紙の認定証をご持参ください。

★初回利用時のみ、利用終了後に 10 分ほどお時間をいただき、お子さんの様子等をお伝えするための事後面談を実施いたします。

★お子さんを確実に保護者の元にお引渡しできるようにするため、お迎えに来られる方は本人確認ができるもの (運転免許証等) をお持ちください。

○認定証の内容に変更が生じた場合

住所や電話番号の変更等、当初の認定内容に変更が生じた場合は、子育て支援係の窓口にて届出書の提出が必要になります。

システム内「利用者情報管理」→「認定変更届出書のテンプレート」より届出書を作成・出力して提出いただくか、長和町ホームページ「こども誰でも通園制度のご案内」より書類をダウンロード

ードまたは窓口にて書類を受け取り、記入・提出いただきます。
併せて認定証の返却もお願いいたします。

○町外への転出、または保育所等に入所する場合

上記と同様に、これらの場合も窓口にて認定消滅届出書の提出が必要になります。
システム内「利用者情報管理」→「認定消滅届出書のテンプレート」より届出書を作成・出力し
て提出いただくか、長和町ホームページ「こども誰でも通園制度のご案内」より書類をダウンロ
ードまたは窓口にて書類を受け取り、記入・提出いただきます。
併せて認定証の返却もお願いいたします。

その他、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

長和町 保健福祉課
子育て支援係
☎ 0268-75-2069 (直)

キャンセルなどの連絡は
和田保育園
☎ 0268-88-2113



長和町イメージキャラクターなっちゃん